

## よくあるご質問とその回答

番号	質問	回答
1	申請書を提出した後に登録情報に変更があったが、どうしたらいいか。	後日、情報を修正しますので、変更届出をお願いします。手続きは電子申請にて受け付けています。
2	登録したい業種が10個以上あるが、どうしたらいいか。	システムの都合上、業種は10個までしか登録できません。おそれいりますが、主な業種を10個まで選んで記入してください。
3	登録したい業種コードが存在しない。	どの業種分類にも当てはまらない物品、業務については、①「その他」の業種コード（物品は1504、業務委託は9999）を記入し、②「その他の詳細」欄に物品名や業務内容を記入してください。（どちらか一方ではエラーになりますのでご注意ください）
4	令和5年11月4日に取得した市税の納稅證明書があるが、12月1日以降の申請でも有効か。	「申請月の1ヶ月前以降に証明されたもの」なので、12月申請の場合、証明日が11月1日以降であれば有効です。 (同様に、登記事項証明書、身分証明書、国税納稅證明書は、「申請月の3ヶ月前以降に証明されたもの」なので、証明日が9月1日以降であれば有効です)
5	登記事項証明書、身分証明書、納稅證明書は原本が必要か。	登記事項証明書、身分証明書、納稅證明書（市税・国税）は、写しでも結構です。
6	物品に登録することで、業務委託の入札にも参加できるようになるか。	業務委託の入札に参加される場合は業務委託の入札参加資格が必要です。別途申請をお願いします。
7	物品と業務委託、両方申請したいが、添付書類は1部でもいいか。	物品と業務委託は別々の申請のため、添付書類もそれぞれにご用意ください。 なお、使用印鑑届、委任状、暴力団等の排除に関する誓約書以外は写しでも結構です。
8	申請は隨時受け付けているか。	随時は受け付けておらず、4月、7月、10月、1月に追加申請の受付を行います。 申請期間は提出要領でご確認ください。
9	水道局には別途入札参加資格申請が必要か。	必要ありません。
10	「許認可・登録等の資格を証明するもの」とは、許可証や登録証でなければならないか。	許可証や登録証には限定しませんが、資格取得の事実が確認できる資料をご用意ください。
11	申請書の記載を間違えた場合どうすればよいか。	訂正か所に二重線を引き、欄外に正しい内容を記入してください。訂正印は不要です。（電子申請の場合は次ページ）

### [入力済み情報の修正について]

- ①既申請時のIDで新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）にログイン（トップ画面右上方向「ログイン」ボタン）
- ②トップ画面を下にスクロールし、「マイページ」の「もっと見る」をクリック
- ③「利用者メニュー」の「申請履歴・委任状の確認」欄の「申請一覧・検索」をクリック
- ④一覧から修正したい申請を選択し、クリックする
- ⑤申請画面を下にスクロールし、「この申請を取下げる」を選択
- ⑥「マイページに戻る」ボタンをクリック
- ⑦再度、「利用者メニュー」の「申請履歴・委任状の確認」欄の「申請一覧・検索」をクリック
- ⑧一覧から修正したい先ほど取下げた申請探し出して、クリックする（「申請を取り下げました」と表示あり）
- ⑨申請内容照会画面を下にスクロールし、「申請内容を使用して新しく申請する」をクリック
- ⑩前回の申請内容を引き継いだ画面が開きますので、必要箇所の修正、追加情報の登録を行ってください。
- ⑪以後の操作は前回同様です。

※審査が完了した申請については上記の操作で入力内容の修正を行うことができませんので、審査完了後は、「入札参加資格変更申請」をお願いします。